

避難所における新型コロナウイルス感染症対策（ガイドライン）

■ 避難所開設まで

【開設の判断】

- 避難所運営委員会は、台東区内で震度6弱以上の地震が発生した場合、もしくは、避難所開設の必要であると判断した場合に、避難所運営の準備を行う。
- 施設の待機場所や入口などの安全、通信手段や災害関連情報等を確認の上、避難所を開設する。

【感染症対策物資の確保】

- 備蓄倉庫のマスク、使い捨て手袋、フェイスガード、手指消毒液、非接触型体温計の備蓄数を確認し、不足している場合には災害対策本部に連絡する。

【適切なスペースの確保】

- 感染防止の観点から避難所内が過密にならないよう、十分な換気に努めるとともに、避難者のソーシャルディスタンスの確保や3密を避けるために必要なスペースを確保する。
- 避難所運営者は、施設管理者と協議の上、感染防止に必要な避難スペース確保のため、可能な限り施設内の他の部屋等を活用するなど、避難スペースの拡充を図る。
- 避難スペースの拡充が困難となり、避難者の受入れが困難となった場合には、台東区災害対策本部へ報告する。

※ 受入予定人数の検討例（受入可能スペース500 m²の場合）

- 通常時の場合 $500 \text{ m}^2 \div 3.3 \text{ m}^2 \times 2 \text{ 人} \approx 300 \text{ 人}$
- 制限した場合 $500 \text{ m}^2 \div 4 \text{ m}^2 (2\text{m の距離を確保}) \approx 120 \text{ 人程度}$

【ゾーニングと動線の設定】

- 疑症状が発生したときに備え、専用の避難スペース及び専用のトイレ（または簡易トイレ使用スペース）を設定する。
- 疑症状者の専用スペースは一般の避難者と同じの区域に滞在させないようゾーンを分け、専用の避難スペースは一般避難者と別の部屋や可能な限り離れた区域に設定し、トイレや手洗い等まで重複しないような動線を設定する。
- 同じ兆候・症状のある者を同室にすることは、新型コロナウイルス感染症を想定した場合には望ましくないが、やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫を行う。
- 避難者に対し、施設内のゾーンや動線について、受入れ時に掲示等により適切に説明する。

【運営者の感染防止対策】

- 避難者の中には、「感染しているが無症状の方」もいる可能性もあることから、対面で対応する運営者については、感染防止策（マスクや手袋の着用など）を行う。

■ 避難者の受入れ

【入所受付時の症状等の確認】

- 滞在を希望する全ての避難者に対し、体温計による検温を実施し、健康に異常がないか確認を行う。検温の結果37.5度以上ある場合や健康異常がある場合には、下記【疑症状者への対応】を行う。
 - ※ なお、検温時に感染が拡がることのないよう消毒等の徹底に留意する。
- 「避難者カード」の記入時や症状等の確認時に避難者の待機列ができた場合などは、密集しないよう待機位置の指定などを行うことにより、適切な間隔をあけるよう指示する。
- 感染者や濃厚接触者が避難してきた場合には、直ちに災害対策本部に報告し、他の避難者と接触のない場所に待機させる。

【施設内への受入】

- 後日、避難者が感染したことが判明した場合に、保健所の指導による濃厚接触者の特定や消毒場所の確定が行われることに備え、避難者の連絡先を可能な限り把握するよう努める。
- 熱や咳など感染が疑われる症状が出た場合に相談窓口連絡すること、退所後に感染が発覚した場合等に名簿を使用することへの同意などを記載する。
- 避難者が施設に入る前に、手指消毒液や手洗い等による手指消毒を徹底する。
- 施設入所後に、事前に定めた計画により備蓄品を配布する。なお、疑症状者に対して備蓄品を配布する際は、可能な限り手指等の接触が無いよう留意する。

【疑症状者への対応】

- 発熱、咳等の症状のある疑症状者がいた場合は、事前に設定した専用スペースに案内し待機させる

《専用スペースに案内する例》

- ・風邪の症状（くしゃみ、咳、寒気、頭痛など）がある
- ・37.5度以上の熱がある
- ・倦怠感（強いだるさ）がある
- ・呼吸が困難である（息苦しい）

- 待機中の疑症状者には、感染拡大を防止する観点からマスクを着用させるとともに、一般の避難者と接触しないよう、管理者の指示に従い、施設内のゾーンや動線などのルールを守るよう指示する（あらかじめ注意事項等を記載した紙を用意しておくなど工夫する）。

- 必要に応じ、かかりつけ医または相談窓口ご連絡させ、適切な指導を受けた上で対応する。

《微熱や軽い熱、咳などが出ていて不安なとき》

新型コロナ コールセンター 0570-550571

対応時間 9時～22時（土、日、休日含む）

対応内容 感染の予防に関することや、心配な症状が出た時の対応など

対応言語 日本語、英語、中国語、韓国語

《強いだるさや息苦しさがあるとき》

新型コロナ 受診相談窓口

平日（日中） 台東保健所 03-3847-9402

平日（夜間）・土日祝 03-5320-4592

■ 入所後～滞在中

【一般的な感染予防策の実施】

- 全ての避難者及び施設運営者は頻繁に石鹸と水で手を洗う（石鹸と水が入手できないときはアルコール消毒液等により代用する）。また、不用意に口や鼻、目を触らないように注意する。
- 手指消毒液は避難所の入り口やトイレなど、可能な限り多くの避難者が使用できるような場所に設置する。
- 咳やくしゃみをするときは、ティッシュ・ハンカチ、上着の内側や袖で口や鼻を覆うほか、可能な限りマスクの着用を促す。

【ゾーニング及び避難者間の距離確保の徹底】

- 避難所内のゾーニングについて適宜説明を行い、疑症状者の専用スペースや動線に一般避難者が立ち入ることの無いよう注意喚起を行う。
- 避難所内では、他の避難者とは一定程度の距離をあけて過ごすとともに、避難者同士の接触や交流は極力避けるよう伝える。

【し尿処理やゴミ出し】

- あらかじめ定めたし尿処理やごみ処理のルールをチラシや張り紙で周知する。なお、施設内でごみ置き場等を設定する場合は、一般避難者と疑症状者で分けるよう留意する。
- 専用スペースのごみについては、前もって配付した大型のごみ袋等に入れて封をするなどして廃棄してもらい、運営者や一般避難者が触れないようにする。

【物資配給】

- 給食や生活用品等の物資配給の際、従事者は、手洗い、手指消毒のうえ、マスク、使い捨て手袋、フェイスガードを必ず着用する。

【疑症状者専用スペースの運営】

- 専用スペースにおいて疑症状者に対応する運営者については、マスクや手袋等着用、対応後の手

指消毒などの感染防止策を徹底する。

- 災害情報などを掲示する場合は、一般避難者のみでなく、専用スペースにも情報が伝達できるよう別途掲示を行うなど工夫する。
- 専用スペースで滞在した疑症状者が退所する場合は、使用した備蓄品などはまとめておくよう指示する（可能であれば、専用スペース内に廃棄場所を設置した上で、他の避難者が触れることの無いよう、疑症状者自らビニール袋などに入れて廃棄させるようにする）。

【一般避難者から感染が疑われる症状を訴える者が発生した場合】

- 一般避難者に感染が疑われる疑症状者が見受けられた場合は、速やかに専用スペースへ案内し、かかりつけ医または相談窓口の指導を受けた上で対応する。
- 疑症状者が専用スペースに移るまで一般避難スペースにおいて使用していた備蓄品等は、専用スペースで継続して使用させるなど、他の一般避難者が触れないよう注意する。

■ 避難所の閉設

【閉設の判断】

- 避難者の状況や意向を確認の上で、必要がある場合は、台東区災害対策本部と調整の上で他の施設へ移送する。

【疑症状者の専用スペースの閉設処理】

- 疑症状者の専用スペースの閉設処理を行う運営者は、マスクや手袋等の感染予防策を徹底した上で作業に当たる。
- 残った備蓄品やごみ等はビニール袋などに入れて口を閉じるなど封をした上で全て廃棄する。
- 専用スペースに使用した部屋やトイレ、動線などは、十分な換気を行うとともに、疑症状者が触れたと思われる部分（ドア取っ手やノブ、窓サッシ等）を消毒液で拭く等の処置を経てから使用する。

【後日、避難者が感染したことが判明した場合】

- 感染者本人から連絡を受けた場合は、台東区災害対策本部に連絡するとともに、保健所の指示のもと、運営者や避難者などの濃厚接触者の特定、消毒場所の確定に積極的に協力する。
- 運営に携わった従事者については、感染予防策を適切に取っている場合、濃厚接触者とはならないが、体調に変化があった場合には、台東区災害対策本部に連絡するとともに、速やかに電話相談し適切な対応を取る。